

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 後藤 慎太郎

1 日 時

令和3年9月22日（水） 午後1時00分から
午後3時50分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

後藤慎太郎、阿部長夫、古手川正治、元吉俊博、成迫健児、守永信幸、尾島保彦

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 佐藤章 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第74号議案のうち本委員会関係部分及び第82号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願12については、継続審査とすることを全会一致をもって決定した。
- (2) 第77号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 豊肥振興局の組織改正について、大分県農業総合戦略会議の進捗状況について及び大分県長期総合計画の実施状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (6) 参考人招致について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主任 飛鷹真典
政策調査課政策法務班 主幹 清水恵子

農林水産委員会次第

日時：令和3年9月22日（水）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

13：00～15：50

- (1) 合議議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）
 - 第 77号議案 大分県税条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
 - 第 74号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）（本委員会関係部分）
 - 第 82号議案 大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 請 願 12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について
- (3) 県内所管事務調査のまとめ
 - ①県内の農業普及指導員について
- (4) 諸般の報告
 - ①令和3年8月1日 豊肥振興局の組織改正について
 - ②大分県農業総合戦略会議の進捗状況について
 - ③大分県長期総合計画の実施状況について
 - ④公社等外郭団体の経営状況報告等について
 - ⑤大分農業文化公園・大分県都市農村交流研修館の見直しについて
 - ⑥大分県農業振興地域整備基本方針の変更について
 - ⑦令和3年度大分県農林水産祭おおいたみのりフェスタについて
 - ⑧第21回豊かな国の森づくり大会～全国育樹祭1年前プレイベントについて
 - ⑨全国豊かな海づくり大会について
- (5) その他

3 協議事項

15：50～16：00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 参考人招致について
- (3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

後藤委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として太田議員、猿渡議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めるので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回、総務企画委員会から合議のあった議案1件及び付託を受けた議案2件、請願1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、合議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合議のあった第77号議案大分県税条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

佐藤農林水産部長 説明に入る前に、地域農業振興課長の三浦が先日、諸事情により退職し、後任に水田畑地化・集落営農課長の吉止が地域農業振興課長に就任、審議監の渕野が水田畑地化・集落営農課長を兼務する体制になったことを御報告します。

さて、農林水産委員会の皆さまには、さきの臨時議会で延期となった所管事務調査を再開し、県内各地の農林水産部関係地方機関及び農林水産業関連施設に足を運んでいただき、誠にありがとうございました。

事務調査のまとめとしては、後ほど、県内の農業普及指導員について担当課長から説明します。

本日は、合議議案1本、当部補正予算議案4項目、関係議案1本のほか、農業総合戦略会議等の報告をするので、よろしく願います。

河野森との共生推進室長 資料1ページをお願いします。総務企画委員会から合議がかかっている第77号議案大分県税条例の一部改正について御説明します。

これは、令和3年6月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律が一部改正され、鳥獣被害対策実施隊の任命にあたり、意欲と能力を有する多様な人材の活用に配慮する旨の規定が新設されたことにより、狩猟税の免除対象を定めた大分県税条例の引用条項が繰り下げになったことによるものです。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

続いて、付託案件の審査に入ります。

第74号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

佐藤農林水産部長 令和3年度大分県一般会計補正予算（第9号）のうち、農林水産部関係について御説明します。

農林水産委員会資料2ページの（1）予算を御覧ください。太枠のとおり、農林水産部では

3年度9月補正予算案として、7億8,123万3千円を計上しています。

資料3ページの(2)事業の概要を御覧ください。このうち、1番、園芸産地農地確保緊急対策事業及び2番、ねぎ産出額100億円プロジェクト推進事業については、戦略会議の中でも先行して議論が行われている、ねぎ産出額100億円プロジェクトをさらに強力に推し進めるものです。

大分の白ねぎは市場からの評価も高く、単価も安定していることなどから、生産者の拡大意欲が非常に高まっています。この機を逃さず、意欲ある生産者をしっかり後押ししていきます。

まず、1番、園芸産地農地確保緊急対策事業2億2,324万円です。

この事業は、園芸産地の拡大を加速させるため、意欲ある生産者への白ねぎ栽培に適した優良農地の集積・集約の強化に取り組むものです。

御協力いただける地権者や現耕作者への交付金を設けるとともに、地元に着・精通した農地交渉補助員を設置することで、優良農地の集積・集約を加速させます。

優良農地の確保は、総合戦略会議の生産者ヒアリングでも特に切実な課題としてあげられました。このため、本年度各振興局に農地確保のプロジェクトチームを設置し、後ほど諸般の報告でも御説明しますが、特に集積の要望が強い豊肥振興局には8月1日付けで新たに専任の班を設け、スタッフの増員も行いました。県、市が一体となって農地の集積・集約の加速に取り組めます。

次に2番、ねぎ産出額100億円プロジェクト推進事業2,912万5千円です。

この事業は、大分県の顔となる園芸品目を育成するため、令和5年のねぎ産出額100億円を目指し規模拡大に取り組む生産者に対し支援するものです。

広域育苗施設の整備や周年出荷体制確立に向けた高原地での出作支援のほか、生産者が安心して規模拡大に取り組めるよう、既決予算の拡充をあわせ、生産拡大の阻害要因となる項目について、総合かつ集中的な対策を講じます。

最後に3番、耕地災害復旧関係受託事業5億2,886万8千円です。

こちらについては、資料の4ページ及び5ページを御覧ください。

この事業は、令和2年7月豪雨により被災した農地・農業用施設の本格的な復旧のため、由布市から水路工事等を受託するものです。

高津原川の上流域で発生した土石流により、頭首工や水路橋等の重要構造物が流失するなど、約1.5キロメートルで甚大な被害が出ました。

復旧には、水利計算や構造計算など高度な技術力やきめ細かな施工管理が必要となることから、由布市からの技術的支援の要請を受け、県が復旧工事を受託し、早期復旧を図ります。

井迫農林水産企画課長 資料の6ページをお願いします。繰越明許費について説明します。

これは、本年度の当初予算に計上した公共事業のうち、災害復旧事業を優先したことなどで発注が下半期となる事業について、適正工期の確保や施工時期の平準化などを目的に、繰越限度額の設定をお願いするものです。

対象事業としては表に記載のとおり、第6款第3項農地費13事業14億9,700万円、第4項林業費7事業18億4千万円、第5項水産業費6事業26億7,700万円、合計26事業60億1,400万円です。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

尾島委員 園芸産地農地確保緊急対策事業で、利用権の設定に対して助成することになっていますが、一般的に利用権の設定は5年以上だっただと思います。それ以上は任意だと思いましたが、5年で1反10万円とか10年で1反10万円とか期間を定めていますか。その辺の考え方を教えてください。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 利用権設定にあたっては期間が大事なので、10年をめどにその辺の設定を今、考えています。

尾島委員 これからですか。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 利用権設定は、これからです。

尾島委員 その期間を基準として考えるのはこれからということですか。

瀏野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 10年を基本に、皆さまにお願いしていくということです。

尾島委員 ちょっと確認。今の考え方は、1反当たり10万円の利用権設定は10年ということとで考えたんですね。

瀏野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 はい、そうです。

尾島委員 分かりました。

元吉委員 単純な質問ですが、今の園芸産地農地確保緊急対策事業のことです。中間管理権を設定する地権者と、利用権を移転する現耕作者は、どういう内容なのか。この文言自体がよく分からない。

瀏野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 土地なので、現に名義人となっている地権者や地権者と異なる耕作者がいるので、地権者に、まず、その土地を利用権設定してよいかということで地権者に払うのが1反当たり3万円。そして、現耕作者が白ねぎではなくて、別の品目を栽培している場合もあり、そういった方には土地を移っていただくなどの方法になるので、その場合には1反当たり10万円を交付するということです。

後藤委員長 委員外議員の方、御質疑はありますか。

太田委員外議員 今の関連ですが、利用権を設定している場合、代替地をあわせて世話もしているのですか。要するにほかの作物、水稻とかを現に作っている方が場所を変えるときに、新しく別の土地を世話するのか、それともその利用者は終わってしまうのかをお尋ねします。

瀏野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 いろいろなケースがありますが、話し合いの中で、私はもういいわとなればそこで終わりとなりますが、地域全体の農地の在り方を考える中で、こっちの方がいいよねという選択肢もあると思うので、その場合はあっせん等もできます。場合によって、その辺は臨機応変に対応します。

太田委員外議員 その場合、別の土地をあっせ

んしたときにもこの10万円は出ますか。

瀏野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 今回のこの園芸産地農地確保緊急対策事業は、白ねぎ用地の確保のためなので、現に今回あっせんの方が別のところに移るときには、この交付金は出ます。その土地が白ねぎの農地として今後、耕作されることになればこの交付金が交付されます。

太田委員外議員 やめた場合は。

瀏野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 やめた場合も出ます。

猿渡委員外議員 大分県は園芸産地化とか畑地化を盛んに一生懸命取り組んでいます。食料自給率は過去最低の37.17%になりました。やはり、米がその食料自給率に大きく影響していると思いますが、主食である米を国内で生産していくという観点からは、大分県としてどのように考えていますか。

瀏野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 やはり農林水産業の振興で、何が大事かと言うと生産者がもうかることです。それがまた、地域の振興になるので、そのためには需要と供給のバランスの中で、マーケットを起点とした生産の在り方が非常に大事になります。

本県が今、そのために一生懸命取り組んでいますが、高収益の園芸品目等、畑地化等を使って水田農業から転換していくことが非常に大事だと考えます。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第82号議案大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてですが、本案については関係する文教警

察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高野漁業管理課長 7ページを御覧ください。
大分県マリンカルチャーセンターの経緯について報告します。

マリンカルチャーセンターは、海洋に関する県民の理解を深めるため、約80億円をかけて平成4年に設置されました。マンボウフェスタや漁業関係者と一緒になったプログラム等を提供し、県南地域における観光振興・地域振興の拠点として役割を果たしてきました。

上段の表にお示しのとおり、利用実績は約269万人、うち宿泊は約90万人でした。年間利用者数は、開館年度は17万2,563人、マンボウ公開を開始した平成10年度のピーク時には18万1,043人であったものの、休館前年度には5万4,028人まで落ち込みました。

また宿泊者数は、開館年度は2万9,968人、平成10年度は3万7,949人、休館前年度は2万9,968人でした。日帰りに比べ、客単価が高い宿泊者数が伸び悩み、宿泊者数は設置時の年間推定を一度も達成できませんでした。

次に、施設運営については、設立から平成17年度まで、県、佐伯市、蒲江町が出資する財団法人大分県マリンカルチャーセンターが運営し、県から毎年2億円程度の委託料を支出し、副館長等に県職員を3名派遣しました。

8ページを御覧ください。利用者数の推移を示すグラフのとおり、利用者はマンボウを公開した平成10年度に18万人を記録したものの、それ以降低迷し、県委託料も前ページの表のとおり2億円程度で高止まりしていました。開館以来、地域振興を進める上で、ある程度の県費を投入することはやむを得ないと判断していましたが、平成15年度からの行財政改革において、県民に県費の支出額が適正妥当なものとして理解を得られるよう大規模施設の見直しを進め、平成18年度からは指定管理者制度を導入しました。グラフに赤枠囲いしている部分ですが、

平成17年度以降、施設の見直しや民間ノウハウの導入等により利用者数は回復し、また県委託料も約8千万円に半減しました。

9ページを御覧ください。利用者数グラフのとおり平成22年度以降は再度低迷し、平成25年2月の蒲江から北浦間の高速延長によって、宮崎県からの利用客が増加したことで一時的に回復したものの、その後は低迷に転じました。開館以来初めて、設置時の年間推定8万9,362人を下回るようになりました。低迷の原因は、点線枠でお示しのとおり、レジャーの多様化による観光施設間の競争、高速全通による通過点化、展示物等の陳腐化、家族利用にマッチした設備が整っていない等でした。

また有識者や地域関係者を加えて総括し、下段の二重線枠にお示しのとおり、平成28年第4回定例会の古手川委員からの御質問に対して、知事から、観光宿泊施設の経営者などからは雄大な海に面した施設としてポテンシャルは高いという評価をいただく一方で、集客のためには全面的なリニューアルが必要だ、あるいは施設規模が大き過ぎて黒字化には相当の工夫が必要といった意見もいただいていると答弁し、これまでの枠組みに捉われずに、民間事業者から提案を募ることとしました。

この総括を元に、平成29年度第3回行財政改革推進委員会で指定管理終了後の利活用は、売却又は貸付けとすると定め、平成30年4月から休館しました。

10ページを御覧ください。平成29年から利活用策の公募や施設紹介を進めましたが、具体的な利活用策の提示には至りませんでした。民間事業者等からは、やはり施設規模が大き過ぎる点がネックとされました。その上で、地上権が令和3年度末で満了するため、地権者である佐伯市に今後の取扱いについて照会しましたが、市は利活用しない、建物等を解体し、土地を明け渡すよう回答がありました。

県はこの回答を受け、マリンカルチャーセンターは長きにわたり多くの皆さまに慣れ親しまれましたが、その役割を果たしたものとして廃止に踏み切ることを、最終的に決断したもので

す。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

阿部副委員長 このマリンカルチャーセンターの、今の財産価値はどれくらいあるのか伺いたい。

高野漁業管理課長 県有財産台帳上で本館については、耐用年数が鉄骨造りで38年、残存価格が14億円です。また、少し古いデータですが、平成28年に不動産鑑定をしたところ、価値は2億円でした。

阿部副委員長 ここに書いているように80億円をかけて年間2億円の委託料で、途中から半額になっても約100億円ぐらいの金を費やしています。なおかつ、財産価値としては14億円の簿価が残っていて、それを2年から3年かけ、10億円もかけて壊すことは、私たちの感覚としては非常にもったいないと思います。もう少し、何か利用価値はなかったのか。

これを見ると、3か月の公募期間で応募者がゼロだったために公募を諦めて、今度は26者に紹介したとあるが、もう少し時間をかけ貸付けなり売却なり——売却といっても、ただで壊し賃がいらなだけでと思いますが。

この26者の内訳を聞きたいですが、県外の力のある大学で研修センターとか、そういったところに紹介したのかを確認します。

高野漁業管理課長 まず1点目の利用価値がないのかという話ですが、確かに解体については10億円が必要と試算されていますが、今後、もう一つの試算にある、このまま更新するには10年間で30億円、20年間で40億円必要と言われています。それと、民間からの指摘もあったように、施設の大規模なリニューアルも含めると、またさらにそれ以上の金額がかかるので、全体的なバランスを考えて、今回、解体の方針を出しました。

それと、26者について少し詳しく説明すると、平成29年度に5者、30年度に10者、令和元年度に6者、2年度に5者で、合計26者の民間事業者と協議を行いました。

業種については、宿泊業、観光関連業、建設業、旅客運送業、食品加工業、水産加工業、不動産業、投資金融業、コンサルティング業、社会福祉法人、また、学校法人も含め、多様な業種に幅広く丁寧に紹介した結果、3か年を要しました。ここまで丁寧にやってもなかなか応募する方が出なかったのは非常に残念です。

阿部副委員長 確かにあれだけ大きいものの維持管理に金がかかるところは理解します。これから、これ以上お金をかけられないということも十分分かります。ただ、もう少し努力をして有効活用する方法を探ってもらいたかったという気持ちは非常にあります。

当初から、計画どおりの数字を一度も到達できなかった部分は問題があるんじゃないかな。当初の計画自体が若干緩かった、甘かったと思うし、これを議会として100億円の金をかけたものをすぐ廃止して、解体しますからお願いしますとあって、果たして黙ってこれを承認していいのかという気がします。県民の税金を使ってこれだけのものを、さらにまた税金を使って壊すという部分について、県がどのような評価をしているのか。ここら辺に対して、やはり県民に分かりやすく説明する必要があると思います。

誰に責任があるかではなくて、やはりこの事業については、当初の計画どおりいかなかった部分があって、当初計画からの甘さがあった。約30年間かけ、地域振興のためにやったけどうまくいかない。これに対しては大変申し訳ないけど、税金を使ってまた壊すという事業評価はすり抜けていくべきじゃないと思います。この事業評価をして、県民に説明することが必要かと思いますが、そこら辺はどう考えますか。

佐藤農林水産部長 委員がおっしゃるとおり、約80億円の建設費をかけて運営費等で約20億円ちょっと使って、約100億円以上のお金をかけています。確かに当初、ある程度の宿泊を見込んで計画していたようです。場所的に、当時は高速もなかったし田舎の方なので、行けば多分泊まるだろうというのが、確かに当初の計画を作った中にありました。それで、宿泊者

の人数が7万人から8万人ぐらいの人数で、トータルとしての観光客は1年当たり9万人ちょっと、行った人はほとんどが泊まるという計算で作成されたと思います。

実際に運営していく中で、入場者数自体は当初からずっと当初の推定の9万人ぐらいを大きく上回って、努力してマンボウとかで人気が出たときは18万人ぐらいで、トータル269万人の方にあの地域に行っていた。もともと蒲江の地域が道路も不便で、場所もよくなくて、ただ、佐伯に地域振興を図っていただきたいという要望も強くあった中で、あそこにマリカルチャーを建設したんだと思います。

確かに宿泊者数自体、目標を達成することはできなかったですが、あそこを訪れた方自体は年間10万人を超え、昔、蒲江の地域は大体年間12万人から13万人ぐらいの方が来ていたようですが、マリカルチャーができて、マリカルチャー単体で見たら10万人を超える観光客が訪れたり、結果として最終的には269万人の方にマリカルチャーを利用していただき、施設自体の利用に効果がなかったとは見ていません。

ただ、高速が全体で通った後、やはり元々推計していた9万人ほどの観光客がここ近年では最後は5万4千人に落ち込んで、なかなかそれを回復するめどが立たず、行革推進委員会とか行革とかの中でいろいろな民間の方の話を入れる中で、もっといい利用の仕方がないのかと。民間の方への貸付けとか売却という路線で議会に御説明した上で、29年度以降、売却なり民間への貸付けを模索したのが現状です。

阿部副委員長 これ以上お金はかけられない、お金がかかるのは理解します。ただ、今後のためにこれだけ大きな事業、これからどういう事業を大分県でやるか分かりませんが、事業の検証は、今後にかすためにやはり必要だと思うので、要望しておきたい。事業検証していただきたいと思います。

元吉委員 マリカルチャーの廃止は仕方ないと思いますが、部長に意見を聞きたいのは本来農林水産部がこのマリカルチャーの運営を持

つべきだったのかということです。と言うのが、予算は農林水産部だけど実際やっていることは、やはり観光だったりツーリズムなので、そこら辺を本当に部局横断的に話を詰めてきた経緯がどのくらいあるのかというのが一つあります。後で出ますが、私の地元の農業文化公園もそうですね。ここも毎年1億3千万円ずつ経費をかけてやっていますが、これも結果として改善されなければ廃止になりかねないと思います。この一連の、いわば平松県政時代の大型レジャー物件というか、観光物件。いろいろやりましたが、ほぼ全部失敗というのが結果ですが。

ただ一つ言えるのはずっといい時代、成長の時代が地方も続いたと思います。私の感覚では、平成10年ぐらいまではやっぱりどんどん成長の時代。厳しいときもあったけど、おおむね右肩上がり地方もどんどん成長していく。だから、今考えると県央空港、これは何の役にも立っていません。このマリカルチャーでも香りの森もそうでしょう。ただ、時代が変わってきた。いい言い方をすれば安定成長ですけど、逆にマイナスの時代が来たときに、いよいよこれは打つ手がなくなったというのが現実だと思えます。

農業文化公園もそうですが、農業予算だからといって農林水産部が持つべきかはひとつ考えてもらいたい。やはり集客して、入場料を取るなり集客して利益を上げることが最大の目的だということをもう少し行政も考えないと、行政のすることだからもうからなくていいとか、教育の場だとか、うまいこと言って赤字の逃げ口を作ってきたと思います。

ただ、担当部長や担当課長が悪いわけでも何でもなく、大分県行政全体で今後どう取り組むかという論点に立たないと、後の物件も同じような結果をもたらす気がします。

農業文化公園については、前から面積を縮めて集約したらどうかと随分言ってきました。マリカルチャーもそうですが、指定管理を受けた人に好きなようにしてと、ここを使わないなら閉鎖していいとか、農業文化公園にしてもここはもうやぶにしていとか、自由にやってく

ださいと。ただ、県の持ち出しを半減させる計画を作ってくださいというやり方をしたのかを一つ聞きたい。

そうじゃないと、同じやり方で2億円ずつ減るわけがないですね。やはりマッチしていないから同じ結果しか出てこない。だから、指定管理をする以上、特にこういう収益を上げられる可能性、ランニングコストの中に組み込まれるという可能性のある施設については、特にそこら辺を指定管理者に知恵を出させる。もちろん、変更するには県の承諾もいるけど、実際にそういった県の持ち出しを減らすことを目指してもらうための、自由裁量が与えられていなかったのではないかという気がします。

そこら辺、所管も含めここだけではなくて、農林水産部が抱えている県央空港も農業文化公園もそうですが、今後どういう方向に持っていくか部長の考え方を聞かせてください。

佐藤農林水産部長 どの部で持つかということですが、マリンカルチャーの元々の目的が、やはり海洋資源の啓発を含めたマリンスポーツの実施による地域の活性化なので、農林水産部が所管していました。ただ、所管は農林水産部ですが、当然、利用促進については企画や観光部局と連携しながら当然やっているの、どこが所管して持つのか、各施設については今後のビジョンを今年度作るようにしているので、その中でもまた議論します。

さきほど農業文化公園の話もありましたが、農業文化公園自体は、農業自体を皆さんに知っていただきながら自然に親しんで、自然の中で楽しんでいただける施設として設置しています。今、議論の中でさきほど委員もおっしゃったように、時代の流れの中でどうなのかということで、後ほどまた説明しますが、農業文化公園はこのコロナ禍の中で、やはり外で触れ合う、自然に触れ合う施設としてかなり需要が増えてきています。

それから、収益をどこまで追い求めるのか、民間施設と公の施設でいつも議論をしているとおり、当然、公益の施設だからといって、いくらでも金をかければよいというものではないこ

とはおっしゃるとおりです。ただ、収益を生みながら利用者にお金をいただきながらやる施設という形で、どこまですみ分けをしていくかが非常に大事になります。

例えば、農業文化公園でも1千円ぐらいお金を取るといった形もあるかもしれませんが、そうすると県民の広く若い世代の人も含め、親子連れとかが利用するのに果たしていいのか。

年間30万人近くの方が利用しており、公の施設として県民に利用してもらうための施設であれば、ある程度は無料で利用していただいて、利用者の満足度を指標にするのも一つの考え方だと思います。そのバランスが非常に大事になるので、そこを今後、どうするのか在り方についても検討します。

元吉委員 分かりました。農林水産部や部長がどうというのではなくて、私が言いたいのは、確かに農業体験をするという意味で農業文化公園を造りましたと。これは当初の目的でしょう。それなら、マリンカルチャーも海に親しむ、あるいは漁業に触れ合わせるという当初の目的はそういう名目で省庁の予算、補助金を取ってやったと思いますが、実際は観光なんですよ。遊びなんです。それなら農業文化公園も全く関係ないオートキャンプ場、花公園みたいな花を植えたり、実際に農業じゃないわけです。私が言うのは、農林水産部が本来やるべき仕事は農林水産業の振興であり、従事者の所得の安定であって、そこを本来やるのに、ここに力を注がなければならないこと自体がおかしいのではと言っているんです。

例えば、こういうところを賄う部署を作ったら、そこに全部寄せればいいんです。観光局なのか分かりませんが、お客を呼んで少しでもお金をいただくというビジネスに関わる部分については、そういう部署に集中させる。そうすると、その部署はそういうことばかりやるわけです。坐来にしてもそうでしょう。部局間で本当に腹を割って話をして、そういう部署を作って任せないと、本当に今の農林水産部を見たら一番お荷物ばかりを抱えた大型物件を持っています。だから、そこら辺はやはり県として整理す

べきだと部長からも強く言ってもらうのがいいと思います。

そういった意味で、農業文化公園は高速ができたし、アクセスは最高にいいです。山と水と両方があるし、もし民間にそのままやって勝手にやってくださいと言ったら黒字にできるようなロケーションも全部持っています。だから、そういうところに集中してお客を呼ぶという感覚でやる事業部、窓口を作るべきです。

坐来も同じように4千万円、5千万円の家賃は全部県が補助して黒字になったと。よく考えてみてください。4千万円、5千万円の家賃は一銭も出さずに、収益と人件費、材料費を払ったら黒字になりました。これはどこが黒字ですか、真っ赤っかですよ。

だから、そこら辺がアンテナショップだとか、子どもたちの学習の場の提供だとか、いろんなことで甘んじてそこら辺に話をすり換えるというのは、非常に我々民間から見たら改善するスピードと決断が物すごく遅れてくる。それが今日の結果だと思います。ぜひ部長、踏ん張ってください。

後藤委員長 今後の検証のために教えてほしいのが、例えば、8ページに指定管理者制度の導入効果を書いています。運営に民間ノウハウを導入——これはサービスの向上、コスト改善につながるのですが、要は、今まではそれができていなかったから、指定管理者制度の導入をした結果、こういう改善ができたという解釈でいいのでしょうか。一般論とそこに書いてあること、ちょっとそこだけまず教えてもらいたい。

高野漁業管理課長 おっしゃるとおり、財団法人の段階では、財団法人の中だけで当然事業等の計画が練られています。それを指定管理者にすることにより、それぞれ5か年間の協定を県と指定管理者が全体5年間計画を立てた上で見直ししていくというシステムを作っており、いろんな行事や経費の見直しの中で、そういった効果が現れていると考えています。

後藤委員長 私自身は、赤字を垂れ流すよりは進むも引くも地獄みたいところで、ある意味

では今回、佐藤部長はじめ皆さんの英断で廃止としたことは大変な決断で、結果はいいと思います。

ただ、皆さんが言うように30年間の社会の変化があるから、最初の時点でこの30年先、未来を見通せるわけじゃないので予定どおりいかないと思います。我々が心配しているのは、今、これから作ろうとしているものとか、農業文化公園の話も出ましたが、それも同じような手法でやることは、当然こういった問題が起きるのじゃないかという一抹の不安を持っており、その辺を今回ずっと話をしながら、果たして本当にできるのかを会派としてもずっと言ってきた経緯があります。

なので、ここに導入効果として書いていますが、指定管理者に移ってからその辺の効果がどの程度で出るのか、指定管理者がどういったマインドでこういった行政の管理をするのかを検証し、はっきりと確認しないと。もう任されたからいいやみたいな話を聞いたりもするから、指定管理者をしっかりと見極めていく必要があるということを、今回のこの話を聞きながら思ったのがまず1点。

それから、その後、プロジェクトチームが28年に分析した低迷の原因がありますが、もはやここに書いているのがこの問題の全てだと思います。要は、お金もかかるし、うまくいなくなるのがこの時点でむしろ分かっていたと思いますが、私自身はここから無理に運営していく必要はなかったのではないかと、ずっと感じていました。なかなか低迷の原因を脱するのは難しいので、皆さんが考えた末に、最終的には売却、貸付けに進んでいきます。

この辺を今後検証する中で、さらに詳しい専門家をお願いするとか、本来、農林水産部でやるのが正しいのか、観光の方がいいのかとかあるので、その辺を検証していただければ、今後の県のこういった事業にプラスの効果を生むのではと感じました。もし何かあれば、部長お願いします。

佐藤農林水産部長 指定管理者は、やはり任せたら任せきりというのは非常に良くないと思い

ます。指定管理者がきちんとやっているのかどうか検証は今もしていますが、その検証は本当にきちんとやるべきで、それをやりながらどこまで改善を求めていくか、その時代の流れの中で、今どうあるべきかも含め、指定管理者制度をきちんと運用できるように努めます。

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

太田委員外議員 民間だと、投資と回収が20年とか30年サイクルで一つの事業を終わらせて、次のステップに踏み出します。この事業は80億円の投資と、別に10億円県からの委託料で通算90億円をかけていますが、実際には35億円に売上げが届かないという、そもそも事業計画そのものが10年経過したぐらいで破綻しているのにもかかわらず、見直しをされなかったところが非常に大きい。

農業文化公園もそうですが、今、県が盛んにもうかる農業を農家に勧めている割には自分たちは赤字の垂れ流しを平気でやってきたことがやはり根幹にあると思います。やはりそういう事業を本来するべきではない。だから、県民のためにサービスとしてそれだけの税金を使うのには限界があるのに、今まで認めてきたことは議会も悪いと思います。だから、やっぱりそれはもう時代として30年前に蒲江町からの機運で知事が判断したことなので、なかなか今の執行部にそれを求めても切りがないですが、やはりこれからのこととして、税金を投入するときに事業計画をもう少ししっかりして、やっぱり10年、20年の検証をした上で継続すべきかどうか検討してほしいです。

佐藤農林水産部長 おっしゃることはよく分かります。ただ、行政として何を主眼に置くのか。確かに投資と回収という民間的な発想は当然大事ですが、お金の回収だけを求めるのか、満足度の回収に求めるのかは、行政になると少し違ってくる場合があります。

ただ、皆さんが満足しているから、いくらお金をかけてもいいという話でもないのも当然のことですし、そこをどこまで効率よく効果的に県民サービスの向上と満足度を上げていくのか

をきちんとやっていく必要があります。

後藤委員長 ほかにありませんか。

古手川委員 いろんな御意見が出ています。議員の立場もごもっとも、現執行部としての考え方もそうだと思います。ただ、やった全ての事業が失敗しているわけではない。

例えば、ドーム。お荷物だと言われていたがスポーツ施設を造り、ワールドカップによって成功して、また新たな形で生まれ変わっています。県南はそういう部分が止まっている。マリンカルチャーも頑張っていました。やっぱり積極的にいかして、私も会社の研修で使ったり、プライベートで遊びに行ったり、やっぱりマンボウの時期、指定管理になってイタリアンフェスタをやったり、いろんな形でそういうものはちゃんと見ているし、楽しませていただきました。ただ、いかんせん施設ということで、これも時代でしょうから、そういう意味で、それが次の仕掛け、地元の佐伯市との意見交換、今回も時間がかかったのは佐伯市との土地の関係とか、佐伯市がどこまで力を入れてお金を出してやるのかで、なかなか時間がかかった。やっぱりきちんと早めに撤退しないと、そこでだだ漏れになってしまいます。

そういう意味で、まず皆さんがおっしゃるように最初の検証のところ、恐れずにやっぱりやるべきことはやっていただきたいです。難しいですが、よろしくお願いします。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。なお、本案について合い議をしていた文教警察委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、マリンカルチャーセンターの廃止に至ったこの経験については、他の施設の今後の運営にいかす必要があります。

本案件については、これまでに各会派からも様々な質問や意見があげられており、強い関心が示されていたことから、委員会の審査の総括として、廃止に至った経験を今後の施設運営にいかす必要があるとの結論に至ったとして、一言、委員長報告に申し添えたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 では、そのようにします。

具体的な報告の文言については、委員長に御一任いただきます。

次に、請願12 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

泷野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 資料の11ページを御覧ください。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策の意見書の提出についての請願について御説明します。

米の生産について、資料の①にあるように、国は平成30年産から生産数量目標の配分を廃止し、需要に応じた生産・販売を推進しています。

令和3年産の主食用米については、人口減少等による需要の減退に、新型コロナの影響等による消費減退も加わって、資料の②のグラフにあるように在庫の過剰に直面しています。これにより、全国で過去最大規模の6.7万ヘクタールもの作付転換が必要とされています。国は、このようなコロナ禍における需給と価格の安定を図るために、需給減少に見合った生産対策として、資料の③にあるように令和3年度当初予算3,050億円に加えて、令和2年3月補正予算で水稻作付けから麦・大豆や園芸品目などの高収益作物への転換を支援する新市場開拓に向けた水田リノベーション事業などを計上し、合計3,400億円に及ぶ大規模な対策を講じています。

これにより、資料の④に記載のとおり、本年4月末では全国で対前年比3万7千ヘクタールの削減にとどまっていた主食用米作付面積が、6月末時点では6万ヘクタールを超える削減と

なり、7月以降もさらに削減が見込まれると公表されています。

また、ミニマムアクセス米については、資料の⑤の表にあるとおり、国が国内加工実需者のニーズ等を踏まえた数量を一元的に輸入し、価格等の面で国産米では十分に対応し難い加工や飼料への用途を中心に販売するほか、海外食糧援助に活用し国産米に極力影響を与えないようにしています。

さらに、資料の⑥に記載のとおり、米の消費拡大など必要な対策を推進し、政府備蓄米の子ども食堂等や子ども宅食へのごはん食の推進を目的とした無償提供、コロナの影響で販路を失った生産者、加工業者等の販売促進・販路の多様化等を支援する対策を講じています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

守永委員 ミニマムアクセス米の取扱いの量についての記載はありますが、現状、大体どれくらいの価格で取引されているのかということと、政府備蓄米を活用した食育の一環として、無償提供しているということですが、それがどのくらいの量になるのか教えてください。

泷野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 ミニマムアクセス米の価格については、詳細な状況がわかりません。

消費拡大の子ども食堂の実績ですが、全国の令和3年度の実績として、305団体ほど申請しています。量については37.2トンが実績としてあがっています。

守永委員 この無償提供する量が全国で37トンですから、量的にはそう多くないイメージですが、今、大分県下の消費量としていろいろ消費拡大品目ごとの取組はされてますが、ここしばらくどのくらいの量の変化があったのか、様子を教えてください。

泷野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 県内だけの米の消費量をつかむことは、なかなか難しいですが、全国ベースでいえば最近では約700万トン程度の消費量で、年々、約10万トンペースで落ちてきているという統計があるので、

生産量でいえば、大分県が1.2%ぐらいの生産量があるので、推測で乱暴な計算ですがその1%とか1.2%とかいった目安になると思います。

黒野水田畑地化推進監 さきほどお尋ねのあったミニマムアクセス米の価格についてです。今、手元にある資料は令和3年度第1回入札価格ですが、60キロ当たり3,399円です。

後藤委員長 基本は食用ですよ。

黒野水田畑地化推進監 用途については、ミニマムアクセスのうちのSBSは主食用に充てる分ですが、そちらは枠が10トンほどありますが、直近は少なく、1トンから5トン程度で推移しています。それ以外は飼料や加工といった用途です。

守永委員 今聞いた価格の3,399円、60キロは、飼料若しくは加工用で、飼料に回る分と加工に回る分の平均価格と置いていいわけですね。

黒野水田畑地化推進監 価格の細かい出し方についてはすいません、承知していません。

尾島委員 まだ収穫されていないにもかかわらず、今年度の米は、例えば、県北辺りの普通作は2千円から3千円ぐらいになるのではという米屋の話をよく聞きます。

ただ、問題はもう安くなっても米がいらんという現状があるのではないかと。特にここにもあるように、民間在庫は令和2年から3年にかけて非常に増えていますね。これは新聞とか農業新聞などでもいつも記事が載っていますが、業務用米を中心に民間業者が過剰在庫状況にある。ということは、もう新しい米ができてもしっかりと手を出しにくい状況にあると思います。

さきほど米の消費の話が出ましたが、確か一昨年ぐらいまでの1人当たりの日本人の年間消費量が53キロ台で、2年から3年にかけてはこの数字が大きく落ち込んでいると思います。やはり、外食をしなくて巣ごもり需要が伸びたとされていますが、米の消費は業務用米を中心にどんどん利用してもらい、ある意味どんどん捨てているという現状があるわけで、この辺が今までの消費を後押ししてきたが、今、コロ

ナ禍の中でこの状況が大きく変わっている。そういった意味では最近の消費動向、さきほど年間700万トンという話が出ましたが、これは1億2千万人で1人当たり50キロだから、600万トンから700万トンという数字が自然と出てくるわけで、この辺が非常に減少していることが、一つ大きな米相場を抑えていることになっていると思います。

本題の請願ですが、私も米農家で考えてみましたが、今回、果たして政府が大幅に市場在庫を買い上げたからといって、相場が回復するかという心配はあります。しかし、やはり、市場に米が過剰にあふれば、当然ただでもいらぬという状況が生まれるから、これは何とか需要と供給のバランスを取るために対策が必要だと言っておきます。

後藤委員長 私はどちらかというと模範的農業者だと思っていて、減反政策はなくなったと言いつつも減反政策の中できちんとルールを守ってやっています。

加工用米に変えたりWCSに変えたりとかいろいろなことをやりながら、農業経営者として米を市場に出そうという、政府流通なのか消費なのか分かりませんが、やっているにもかかわらず、何でもかんでもいいから米を買い上げろという、そんな虫のいい話はないと思います。

そもそも、そういうルールを守った農家の米を買い上げてくれと言うなら、こういう意見書が上がってくるのも分かるし、それを言うんだったら、全部政府が管理して農協の倉庫の米を全部買い上げて、緊急支援米という形で外国に米を出した時期があるので、食糧管理法があった時代に戻せばいいと個人的には思います。

それで、この政府米として買い上げた分を、今、貧困で困っている方とかに出すのは皆さん納得すると思いますが、ただ米を買い上げろといったら、BSEの事件のときに外国から買った牛肉を国産だといって出すのと変わらないような事件が起こると思うし、配ること自体がなかなか難しいと個人的には思います。なかなか難しい問題と思いますが、いかがでしょうか、**淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 農林**

水産業の振興という意味で言えば、米だけではなくてほかの作物もあわせて、マーケットの中で動いていくことが基本です。それをうまく回していくのが国の役割だと思うので、そこをやはり推進していくために転換をしっかりと進めていくことが基本になると思います。

後藤委員長 大分県としては、もうかる農業の推進も含め、米価も下がっているので、もうかる畑作に変えていかなければならないという考えにつながってくるということですね。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 そういうことです。買上げは、それとは全く反対のベクトルになるので、市場原理を崩していく気もします。

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑ありませんか。

猿渡委員外議員 この請願で言っているのは、単に買い上げてくれという話ではなく、市場から隔離せよという趣旨ですよ。

私は一般質問の中でも関連する質問をしましたが、今も言われましたけれども、そのときに備蓄米を無償で学校給食や子ども食堂などに配付していますが、その説明のときに、大分県で4件の実績という答弁でした。4件は、4か所の子ども食堂なりに継続的に出しているということなのか、4回供給したという意味なのか、その辺を教えていただきたい。

また、今、バイトもできず1日1食しか食べられない学生もいたりして、そういう学生を含め、いろんな団体が食料提供や、いろんな物資の提供とかをやっています。そういうところにこの備蓄米を供給できているのか。たくさんの団体がいろんなところで子ども食堂なりやっていますが、そこで本当に、大いに活用できているなら分かりますが、どのような周知をやっているのか、その辺を少し教えてください。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 今年度実績の4件ですが、継続してというより、それぞれの団体が国に申請して配付を受けているので、継続ではありません。今年度、この4件の団体がそれぞれしっかり申請しています。

それから、この子ども食堂とかに提供してい

るのは、大きな考え方として米の消費拡大の一環というところもあり、食育もあわせて子どもに理解してもらうところを基本にやっている活動なので、幅広いところに配付するという事ではないようです。

猿渡委員外議員 だから、この請願の趣旨としては、やはり市場から隔離せよということと、一方では、ここのグラフにあるように在庫の量は増えているし、今、話があったように余っている状況がある。そういう中で、一方では、コロナ禍で食べ物にも本当に困っている状況がある。そこをやはり、この時代に食べ物にも困るという状況を解決する。やはりそれは提供すべきではないかということとあわせての趣旨なわけですね。だから、ぜひこれは必要なことだと私は考えています。

守永委員 一つだけ執行部の意見を伺いたいです。この請願の中で、新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失からということで、今の新型コロナウイルス対策の様々な影響によって、米の需要が消失していると言っています。

さきほど、尾島委員が言われた商業的に外食産業の需要が減っている部分がこれに当てはまる気はしますが、コロナ禍における米の需要の改善策みたいなものは何か検討されたことはあるのでしょうか。

実際、このコロナ禍における米の需要に与えている影響が、私らが言う部分とほかに何かこういう影響で米の需要が減る方向に動いているという要素があれば、教えてください。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 コロナ禍における対応ですが、基本、コロナにおいても最終的には需要と供給の関係になるかと思うので、そこをやはりしっかり見定めていって、例えば、飼料米等に転換を図っていくのが大前提になるかと思います。

あわせて、消費という部分も大切になるので、やはりそこは地道な部分ですが、消費拡大を訴えていく取組を進めていかざるを得ない気がします。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより本請願の取扱いについて協議します。

請願12の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

尾島委員 継続でいいのでは。

後藤委員長 それでは、継続審査の声があったので、継続審査についてお諮りします。

本請願については、継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、去る5月13日から8月4日にかけて実施しました、県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

吉止地域農業振興課長 資料の12ページを御覧ください。

県内の農業普及指導員について、現況を御報告します。県では、現在、振興局に176名、広域普及指導員18名の計194名の農業普及指導員を配置しており、このうち男性職員は121名、女性職員が73名で女性職員の割合は37.6%です。

振興局の農業普及組織については、今年度からさらに地域に密着し、市町村等の関係機関との連携を強化した普及指導活動に取り組むため、今年4月に生産流通部の組織改正を行いました。

改正の内容は、昨年度まで園芸戦略品目を中心とする部門・品目担当制としていた野菜班と果樹・花き班を統合再編して、振興局ごとに地域担当制の園芸班を1から3班体制で設置した等となっています。新たな体制で、地域との連携をより強化して、水田畑地化による高収益作物の導入推進や、各市町村が策定する園芸団地づくり計画の実現に向けた取組等を進めています。

13ページを御覧ください。普及指導員の主な業務としては、5年単位及び単年度ごとの普及指導計画の作成と、この計画に基づいて行う新技術の普及拡大を中心とした農業者への個別指導や講習会等の開催、経営相談への対応、各

種補助事業や制度の活用支援、新規就農者の確保、新規品目の産地化や既存品目の産地拡大等に向けた関係者との調整・合意形成など、幅広い活動に取り組んでいます。

これらの業務は、農協と連携しながら取り組んでいますが、農協の営農指導員は、農産物集出荷施設での出荷販売業務などを兼務している職員が多く、農業者への技術指導を行う時間が十分に確保できていない状況のため、基本技術や新技術に関する個別指導や経営相談への対応については、普及指導員が中心となって行っています。

今年3月に県と農業団体で設立した大分県農業総合戦略会議では、農協の営農指導強化について協議を進めており、今後も県と農協が連携しながら部会活動の強化による産地のボトムアップと営農指導員の確保・資質向上と対応力強化の取組を進め、営農指導体制の強化を図っていく予定です。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

守永委員 12ページの1番の表の中で、広域普及指導員の人数が書いていますが、この中で研究職と兼務されている方は何人いるか教えてください。

吉止地域農業振興課長 本年度から県庁に全て広域普及指導員を配置しており、研究職との兼務はありません。

阿部副委員長 昨日の戦略会議の勉強会でも少し発言しましたが、この営農の普及指導員の配置と言うか、異動、転勤が当然あるから、転勤の際に、同一品目での転勤はしっかりやっっていないと。うちの方のみかん農家から、前の普及指導員は非常に詳しくよく教えてくれたが、今度来た人はなしの指導員でよく分からない。県は、そういう異動があるのかと言われました。

そこら辺については、農業戦略会議の中間取りまとめの中でも触れているので、しっかりとそこら辺の異動を、同時品目で転勤ができるように調整をぜひお願いします。

吉止地域農業振興課長 普及業務の継続性はし

っかり考えながら、できる限りそれに沿うような形で人事を考えます。

佐藤農林水産部長 普及員もそうですが、実際の細かいところの日々の営農はやはり農協の営農指導員が担うところなので、今回の改革の中で、農協はそこを原則として本来のところに立ち返って、農協が営農指導をきちんとできる体制をまず目指します。

県の普及員についても当然、継続性があるので、普及員も継続できるような形の中でやりますが、そこは農協の営農指導員とタッグを組んで、より強固な体制で農家にいろんな支援ができるようにしていきます。

阿部副委員長 私は、この件については前回一般質問をしましたが、本当に農協の指導員と県の普及指導員が連携を取ってやるのが一番いいと思います。

ただ、私のところでいえば旧 J A 枠築はそれがある程度できていましたが、県一農協になってから、今までの指導員はどこに行ったのかというぐらいに配置が少ないですね。そこら辺も県から指導していただいて、J A と県の普及指導員が連携が取れるような体制を、J A 側にも持ってもらうように、ぜひ、そこら辺の指導をお願いします。

成迫委員 12 ページの普及指導員の指導員数について、南部振興局がほかの振興局に比べて非常に少ないですが、これは人口の割合とか、何かそういったので数が決まっているとかありますか。

吉止地域農業振興課長 今回の組織改編で基本的にはさきほど説明したとおり、市町村で地域分担制を織り込んでいます。地域分担制は、市町村ごとに普及指導員を配置するのが基本で、南部の場合は1市なので、このような配置となっています。

古手川委員 まだ、実質は3、4か月ですが、組織改編をした現場の感想というか、従来と違った形の業務なりが入ってきた中で、実際の農家とお話ししたり、御自身たちが日々仕事を進めていく中での課題だとか、何かそういう感想的な情報があれば教えてください。

それともう1点、部長、今おっしゃったように農協の人を育てなければいけない、地域ごとの農協の営農指導員というか普及員というか、数を入れていただいて、大分の中心以外はほとんどいないと私は認識しているが、そういうところに育てていかなければならない。お金がない農協の中に、新たな人員をしてそこでしばらく人を育てる余裕はないと思う。育てようとしたときに、かなり県が抱えなければならぬという部分に対しての雇う支援、そこに専従させるだけの余裕、それプラス、ノウハウの伝授というか、地域の先駆的な農家を使ってという案も出ており、これは非常にすばらしいことだと思いますが、その辺をちょっと伺います。

吉止地域農業振興課長 それでは、私から組織改編に対する意見について御説明します。

まず、関係する市町村あるいは J A からは、市、町等の担当が明確になって、連携が取りやすくなったというところ。それから、市町村ごとで会議等があり、そこについても会議開催などが容易にできるようになったという報告を受けています。特に農家の方からは、やはり担当窓口がはっきり明確になって、立ち寄りやすくなったという意見も伺っています。大きな支障はないと聞いています。

佐藤農林水産部長 戦略会議の話合いの中でも出ていましたが、農協としては確かに委員がおっしゃるとおり、今現在の人数は限られているので、その中でまずはどう育てていくのかが一つあります。そこについて、県の普及員の研修は県で行っていますが、当然そこにも農協の営農指導員の人に参加していただき、資質の向上を図っていただきたいので、農協の職員も県の研修に参加してもらいたいと思っています。育成はそういう形でやっていきます。

あと、確かに短期的には急に上達するわけでもないのですが、さきほど言われた指導する立場として先駆的な農家の方を確保することもあるでしょうし、雇うところは農協がどこまで考えるかですが、その辺についても今後ちょっと考えます。まだ、具体的には案はありません。

古手川委員 普及員の仕事が変わっていく中で、

改善されつつあることは理解ができます。ただ、阿部副委員長もおっしゃるように、普及員もみかんならみかんに限られた形ですから、そこをうまい具合に回していただくという部分に注意しながら進めていただきたい。

それと、ここにも農協も兼務の仕事の中であるように、一番は業務改善だと思いますが、それをやりながら、経費を膨らませずに今の人員の中での整理を求めていかなければいけないだろうと思います。非常に大変な部分なので、ただこれが基本になって、5年たつとまた変わった形になると思うので、ぜひ今後とも力を入れて、引き続きお願いします。

元吉委員 営農指導員について実態を伺いたいですが、例えば、四日市農協とか宇佐農協とかいろいろ合併していますが、人員が減ったから営農指導員がないのか、それとも、元々そういう人材が育っていなかったのか。何となく、私の子どもの頃の記憶から、農協の職員に本当に営農指導をするだけの知識と能力のあった人がいたのかは非常に疑問ですが、そこら辺はどうだったのでしょうか。

安藤団体指導・金融課長 農協の職員、確かに今、営農指導員も若返っており、昔は単協がそれぞれにあった頃はそれなりの人たちがその地域の作物に付いている状態でしたので、それがだんだん若返るにつれて、今、端境期みたいな形になって技術が追いついていけないという問題が出ています。

さきほども言ったように、県農協の場合ですが、今までは出荷しないことにはだめなので集出荷業務をメインに行っていましたが、今年から県農協も営農支援を本店に作り、専任化を図るということで、その集出荷業務をやる人と専業で農家を回る人を分けようと努力しています。ただ、さきほども言ったように人数が不足している部分もあつたりして、どうしてもきれいに分けられていない事情等もあるのも確かです。

そういう中での専任化というところで、さきほど教育の話がありましたが、今でも県の普及員の研修にいつでも参加してくださいという形でやっています。やはり、農繁期には集出荷業

務が毎日あり、タイミングによって行けない状況もあるので、そこら辺も今、農協とどうやったら出られるのかを検討しています。

元吉委員 現状のJAの実態というか、職員の人数も経験も含めてですが、例えば、こねぎでしたらこねぎを実際やってきた農家を嘱託業務みたいに営農指導員に委嘱するとかやらないと、なかなか育たない。新しく、こねぎの生産農家になりたい若者の指導を農協の職員ができるかと言うと、非常に難しい気がします。だから、トマト農家とかで後継者もいて、メインで作業をせずに補助的な立場になった年配の方たちに、営農指導員として委嘱をして進めるとかいう形を取らないと難しいと思いますが、そこら辺どうでしょうか。

安藤団体指導・金融課長 その部分も、大山町農協が農家に委嘱し、その人に検証してもらう制度を持っています。戦略会議の中で大山町農協から教えていただいたので、それを各農協でも制度化できないか検討も始めています。

加えて、県農協の場合は、やはり年齢層が若くなり指導員が足りないので、通常は6名程度だったと思いますが、県職員のOBが広域指導員として入って広域で若手を指導する体制も取っています。

後藤委員長 私から2点ほど。

県の女性普及員は、本当に優秀な方が多いと思います。数字で見ても女性が増えています。やはり女性が地域に出て行ったときの大変さもあると思うし、私はこういった女性普及員の活躍を見ていて、まだまだ活躍していただきたいと思います。

今年度どこかで、特に女性普及員に何人来ていただいて、実際どういった所で作物割がいいのかという話などを伺うために勉強会をしたいので、部長にも、ぜひそういったことをお願いします。

また、農協にも普及員を増やすのは、採用時から専門職を雇うわけではないし、農協でも行きたくない人も多いので、それはなかなか難しいと個人的には思います。

ただ、そうは言っても、県が柑橘センターと

か戦略品目ネクストとかをやっているの、せめてそこぐらいは、農協に1年か2年ぐらい本気を出して、県に勉強に来てくれと言ってもいいと思います。やっぱりそれぐらいしないと、県がいくら頑張っても農協が頑張らないので。私も佐藤部長が言われたとおりだと思うし、そのためにも、農協で普及員をしっかりと育ててくれと言っていいと思うので、お願いします。その点について何かあれば。

佐藤農林水産部長 私も女性普及員はコミュニケーション能力が高く、非常に優秀だと思います。ぜひ、勉強会をしていただき、いろんな方の話を聞いていただければと思います。

それと、農協の営農指導員にどこまで求めるかですが、例えば、九州各県で営農指導員の割合を見ると大分県はかなり低く、やはり他県で農業で算出額が上がっているところは、農協がかなり頑張っているところが多いです。そういった意味では、今回の非常事態宣言もそうですし、戦略会議もそうですが、いい機会だと思っています。

農協には、やっぱりここで踏ん張って頑張ってもらうのが一番いいので、そのためには県としてもできる限り支援し、連携して農協と県と生産者と当然市町村も入れて一体となって農業政策をやっていく体制をこの会議の中で整えたいので、御指導をお願いします。

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はあませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

ここで、10分間休憩します。

午後2時44分休憩

午後2時54分再開

後藤委員長 それでは再開します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは①と②の報告をお願いします。

佐藤農林水産部長 資料の14ページを御覧ください。令和3年8月1日の豊肥振興局の組織改正について御説明します。

豊肥振興局の組織機構図です。図の改正後の欄の中ほど、下線を引いている箇所を御覧ください。豊肥地域において農業産出額増加の基盤となる農地集積を加速させるため、令和3年8月1日に豊肥振興局農山村振興部に農地集積推進班を設置しました。豊肥地域は、園芸品目の生産拡大の期待が大きい地域であり、優良な農地の確保が喫緊の課題となっています。そのため、9月1日からはさらに豊後大野市、竹田市からの派遣職員も受け入れて、全力で農地の確保に取り組んでいます。

井迫農林水産企画課長 大分県農業戦略会議では、先月8月31日に第2回の会議を開催し、これまでの作業部会における協議を踏まえて、今後の議論の方向性等について中間取りまとめを行ったので、概要を説明します。

資料の15ページをお願いします。本会議では、課題解決の鍵は現場にあるという原点に立ち返り、本県農業のあるべき姿について、これまで延べ600人を超える農業者からヒアリングを行い、議論を重ねてきました。中間取りまとめでは、設置した四つの作業部会ごとに方向性と主要論点を示し、15ページから16ページの内容で公表していますが、本日はその項目ごとに別途説明資料を準備しているので、そちらで説明します。

18ページを御覧ください。まず園芸振興についてです。園芸については、一番上の課題の欄にあるとおり、議論の中で生産者、農業団体、行政の目標共有が不十分ではないか、産地拡大に対する市町村の役割が不明瞭である等の課題が示されました。これを受けて、中間取りまとめでは今後の支援方針として、まずは、中段の①のとおり、生産者と農協等が一体となり、市町とともに産地拡大を図る品目を重点的に支援することを基本に据えた上で、その右側の②のとおり、拡大に向けて短期集中的に支援を行う品目、また、③で示す生産者のチャレンジを支援する品目を定めて支援すべきという方向性に至ったところです。

次ページを御覧ください。畜産分野では、規模拡大が進まない原因について、個別の経営体

支援では解決できない構造的な部分にあると位置付けました。その上で増頭や品質向上、人材育成等の課題に対しては、地域の拠点としてキャトルステーションの整備を進めること、また、環境対策や耕畜連携については、農協組織を絡めた地域のシステムを構築することで、解決を図る方向性を示しました。

20ページをお開きください。担い手・経営体の確保・育成についてです。この分野については、既存経営体がしっかりもうかることが、次の担い手確保の礎になるという考えをベースに議論が進められました。具体的な方向性としては、経営体の育成対策として生産者からの声が多かった学び続ける環境の整備や、親元就農者による規模拡大や早期独立という流れの構築を掲げています。こうして育成した、もうかる経営体を目指す経営体の姿として示すことによって、新規就業者の確保につなげるというサイクルを目指します。

21ページを御覧ください。営農指導、販売強化を通じた農協改革です。こちらについては、左下の枠に示していますが、まずは農協の営農指導体制の確立が第一です。農協からも営農指導員の確保と専任化を行う意思が示されているので、県としても普及指導員との連携の強化等を図りしっかり支えます。また、部会強化という新しい方向性も示されています。販売については1円でも高く売り、コストを1円でも下げられるよう、一元分荷体制の構築、全農も含めた農協系統全体の流通改革を進めます。

今後は、10月の最終取りまとめに向けて、引き続き各作業部会において、農業団体や市町村の担当者等を交えて議論を深めていく予定です。戦略会議については、引き続き、随時、委員の皆さまへ状況を御報告しながら進めるので、よろしくお願いします。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

元吉委員 県は、もちろん生産額の目標を示しますが、農家はもうかる利益を基準にした目標額を立ててもらいたいとよく言います。難しい

ですが、我々は売上額、生産額はいくらが目標だというだけではなくて、実際にどういう業種はどれだけもうけが出ているのか、あるいはどこまで利益を上げるのかという目標が欲しいという声をよく耳にします。そこら辺について、どんな検討をしているのか聞かせてください。

井迫農林水産企画課長 個別の農家でもうかるころは、それぞれの経営を具体化しなければならないところですが、今現在の戦略会議の中で、そこに当てはまる議論としては、担い手の確保・育成であげているモデル経営体の確立という部分です。正しく大分県の農業でもうかる効率的な経営、もうかる経営とはどういうものなのか大分県内にある経営体、経営者の方々ともきちんと研究を進めてお示しします。

阿部副委員長 あえて私は言いますが、中間手数料の部分で、中間搾取とは言いませんが、これはやはり農家が汗水流して作ったものを少しでも農家の実入りが良くなるように、中間マージンを1円でも安く。全農の施設とか運営管理とか人件費とか、組織の上にかかる費用は分かれますが、これを言い続けないと、やはり少しでもそこを削って農家の手取りが増えるようなことを考えていただく、全農あたりにその気になってもらう。

これはもう、誰かが言わないと縮まりません。ですから私はあえて言わせてもらいますが、そこら辺を事あるごとに県も指導の段階で声をあげてもらいたいです。よろしくお願いします。

守永委員 農協との議論の中で、大規模農家、大規模経営農家に対する対応策みたいなものは何か話題にはならなかったのでしょうか。

井迫農林水産企画課長 取り立てて、系統利用者の経営規模の大小が、検討の中で重要事項としてあがったことはありません。実態を踏まえても、県域では大規模な生産者が系統の利用を非常に良いものとして捉えている、そういった意見もむしろ聞こえていて、大規模対策というより産地育成というのが総合戦略会議での主要な論点としてあがったところです。

古手川委員 説明の中では、畜産のキャトルステーションが非常に有効だとしています。以前

からキャトルステーションの話は出ていますが、これを何らかの形で来年度に向けてやっていくという受け止め方でいいのでしょうか。

梅木畜産振興課長 キャトルステーションの来年度に向けた動きについてお答えします。

先週、県農協に伺って、県として支援できることに関しては支援する上で、県農協として来年度のキャトルステーションはどういう活動をするかという話をしています。

まず第1点として、キャトルステーションの土地の問題、土地の取得から始まってきます。そうすると、県農協自体での固定資産の取得となり、まず最初に経営管理委員会に上申して、そこで承認を受けることから始まります。現時点で県農協としては、まだ経営管理委員会に上げる状況ではないが、年度内中には承認を得たいということなので、うまくいって年度内に土地の取得の準備ができ、来年度には今考えている農業高校の農場の一部取得を行い、その後造成となります。造成については、今、地盤の調査等を行っており、どういう造成方法で行うのかという問題等も出てくるので、来年度に向けては土地の取得とまず造成、そして、施設整備に向けた計画を作るという目標になります。

古手川委員 計画と年月がいるのはよく分かります。ただ、そこまで待てるのでしょうか。私がいつもお話しする中で、どうしても設備が絡んでくると3年、5年かかってきて、そこから実際の現場が動き始め、そこから牛がとなったとき、10年かかると。だから、こういう形を踏まなければならないのはよく分かりますが、メインでどんと出てきたから、私はすぐやってくれるんだらうと勝手に解釈をしたのですが、そのギャップがあり過ぎるので。

それと、県農協の今の経営状況も大変だと聞いているので、できれば県で整備してリースか何かで貸せるような形でも考えられるのかなと。とにかく最短であれば、県農協と県で試行錯誤をして、そこに元気を出して一つのシンボルみたいな形のものがあると思うので、その中に畜産、キャトルステーションがなり得る案件と思うので、ぜひそういうことも含めてもう一度検

討していただきたい。要望で結構です。

佐藤農林水産部長 畜産については話合いの中で、キャトルステーションが人材育成から生産性の向上、増頭対策、新規の方を入れるなど、いろいろなことに対して有効だと出ているので、できるだけ早く農協にはやる方向を示していただきたいと思います。一緒になって検討していくので、農協の今の財政状況とかも勘案しながら、できることはなにかも含め、今、政策会議の中で一緒に議論させていただいています。

古手川委員 その辺が一番の課題であって、そこをどう打ち破るかなので、ぜひ何かシンボリックなもの——これはやるんだという形で見せていただいて、ここから変えていくという県の意気込みと、農協の内部でもやはりそういう意気込みの中で、今の雰囲気を変えていく。

県南キャトルステーションは非常にうまく運営されているとは言いながら、常務理事もおいででしたが、それを増やしていくとか、そういう気概は残念ながら感じられなかった。だから、これから県の畜産をどうするかということが、わずか1時間そこらですけど私は感じられなかったもので、やはりもう一步、二歩と県が入ってやっていただきたい。人的にも、ぜひ県の研究者、若い方がそこに一緒になってやることも私は一つの大きな改革になるんじゃないか、そして、いい経験になると感じているので、また引き続き、予算に向けてお話ししたいと思います。

後藤委員長 昨日も丁寧に説明していただきましたが、ちょっと確認ですが、生産者のヒアリング調査で農協指導員からも聞き取りしていると思います。私は日本の農業問題はこの土地の、農地の問題だと思っているから、今、優良農地の確保とここに出っていますが、現状でその聞き取りした方々の認識とか課題とかどう思っているのか、もしその会議の中で出ていたら教えてください。

井迫農林水産企画課長 実際ヒアリングを通して、同じ意見が多数寄せられたと認識しています。やはりまとまった農地がないというのが一番ありました。ヒアリングそのものではなくて、現場の方の話を聞くと、個別的な交渉ができな

いことはなくて、ある程度あるでしょうけど、やはりまとまって確保するのが非常に難しいというのが共通的な課題として見受けられました。

委員がおっしゃるように、相続人が不明とかそういった支障も、全体としてはあると認識していますが、ヒアリングの中では、まとまりというのが一番農地に関する課題として多く寄せられたと認識しています。

後藤委員長 昨日も話しましたが、やはり本当に皆さんが感じている以上に、農地の確保は本当に難しくなっています。新規就農者が増えたり企業参入をきっちりやればやるほど、農地問題は大きくなります。

農地をしっかりと20年近く確保してやるには、利用権設定とかもいいですが、やはりちゃんとしたい人は所有してもいいという方も結構います。そのときに足かせになるのが、相続の時に登記していないので、この問題は物すごく大きくて、登記費用だけでも畑の金額を超えるのじゃないかというぐらい——例えば、農村に住もうという人であれば、ここでの話じゃないかもしれませんが、例えば、建物、滅失登記していないから、この滅失登記だけでも数万円かかります。

なので、大分県でそういった農業をする方のために、本当にするのであれば、大分県はそういった相続が起きた時にはきっちり農業委員会に届出を出すような制度をしっかりと作っていく必要があると思うし、今、国で罰則をやっていますが、なかなかそれも難しいと思う。これは財産権の問題とかありますから。

ただ、大分県の農業を強くする大前提として、これから10年も20年もきっちりやるんだったら、この農地問題をやっぱりやっておかないと借りる方も不安でしょうし、今、土地はこれからはもっと細切れになって大変なことになると私は本当に感じているので、ぜひその辺は一緒になってしていただきたい。

それと、会派にも寄せられています。司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会が農業委員会にもしっかり言って手続等をやりたいと言っている。何とかその辺は行政の皆さん

の力も借りてこの問題に取り組みたいと思っています。農業総合戦略会議の中では、農協は多分できないと思うから、ぜひ今後しっかりとこの議論を進めていただきたいので、どうかよろしくお願いします。

委員外議員の方は、御質疑はあませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、次に③と④の報告をお願いします。

井迫農林水産企画課長 お手元の別冊資料大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。安心・活力・発展プラン2015の令和2年度の農林水産部関係の実績について御報告します。なお、机上にはまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・KPI達成状況を別紙としてお配りしています。この施策KPIはプラン2015の目標指標と同じものを使用していますので、内容についてはプラン2015の資料により説明します。

資料の157ページをお願いします。農林水産部では、左上の政策名にある、挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を政策目標として掲げ、Ⅲの政策を構成する施策の評価結果に記載している、1構造改革の更なる加速から4元気で豊かな農山漁村づくりまでの四つの施策に取り組んでいます。以下、施策ごとの実績を順に説明します。

158ページをお願いします。施策名、構造改革の更なる加速です。Ⅱの目標指標は、農林水産業による創出額です。令和元年度の創出額は目標値2,369億円に対し、実績値は2,194億円、達成度は92.6%となりました。

次に内訳ですが、農業産出額は、ねぎやトマト等で生産が拡大したものの、暖冬による生産量の増加で価格が低下したことなどから目標値を下回りました。林業は、堅調な国産材需要を背景に素材生産量が増加し、おおむね目標を達成、水産業は、養殖業のクロマグロやブリ類の生産増などにより目標値を上回りました。

159ページを御覧ください。一番下のⅦ今後の施策展開です。農業産出額向上に向けては農業総合戦略会議を設置し、生産者、農業団体、

行政が一体となった改革に取り組んでいます。特に規模拡大の大きな課題となっている農地の確保に向けては、早急に市町村等との協働体制を確立し、ねぎ産出額100億円プロジェクト等の達成を目指すため、本定例会においても補正予算案を計上しています。

168ページをお願いします。マーケットインの商品（もの）づくりの加速です。Ⅱの目標指標のi戦略品目の産出額は、令和元年度の目標値963億円に対し、実績値909億円、達成度は94.4%となりました。

農業では、さきほど御説明したとおり、冬場の価格低迷等により目標値を下回り、林業では、堅調な国産材需要を背景に素材生産量が増加した一方で、乾しいたけの暖冬・小雨による不作などで、前年度と同額の199億円となり目標値を下回りました。水産業では養殖クロマグロやブリ類の生産量増加により目標値を上回りました。

目標指標のii農林水産物輸出額は米国向けの牛肉や中国向けの丸太の取引量の増加等により過去最高の28.9億円を記録したものの、コロナ禍による外食需要の減少により、米国や欧州向けの養殖ブリ、養殖クロマグロ等の輸出が低調であったため、目標値を下回りました。

169ページを御覧ください。一番下の今後の施策展開ですが、ベリーツやうまみだけ、かぼす養殖魚などの特徴ある農林水産物について、生産・流通拡大を進めます。また、食品企業との連携を継続するとともに、出荷先を安定的に確保するための販路の多チャンネル化、効率的な広域流通体制の在り方の検討を進めます。

182ページをお願いします。産地を牽引する担い手の確保・育成では、Ⅱにある、農林水産業への新規就業者数と中核的経営体数を目標指標としています。新規就業者数は、令和2年度の目標値453人に対し、実績値468人、達成度は103.3%となりました。

オンライン就業相談会やSNSでの情報発信を行うとともに、感染症対策を講じた上で、県内外での移住・就業合同相談会を開催しました。また、就農学校等の研修制度、県独自の給付金

制度など就業支援制度の充実により、新規就業者数は、これまでで最多となりました。中核的経営体数は、農業法人数は目標を下回りましたが、林業、漁業は目標を達成しています。

183ページを御覧ください。一番下のⅦ今後の施策展開ですが、就業初期の負担軽減など、円滑な経営開始等を支援するとともに産地等を牽引する大規模な担い手や参入企業などの確保・育成に取り組めます。

192ページをお願いします。元気で豊かな農山漁村づくりです。Ⅱの目標指標のうち、下段の有害鳥獣による農林水産業被害額では防護柵の計画的な設置等を推進してきた結果、被害額はこれまでで最小の1億6,500万円となりました。

193ページを御覧ください。一番下の今後の施策展開ですが、世界農業遺産ブランドの活用や日本型直接支払制度のさらなる活用、アライグマ被害対策の強化などによる鳥獣被害の減少等により、元気で豊かな農山漁村づくりに取り組めます。

井迫農林水産企画課長 農林水産部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について御報告します。

お手元の青い表紙の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書の2ページの目次を御覧ください。

当部が所管する団体は、出資比率25%以上の指定団体が、No.15からNo.20までの6団体、次ページの出資比率25%未満のその他の出資等団体が、No.11からNo.14までの4団体、合計10団体です。

本日は、出資比率25%以上の指定団体のうち、委託料や補助金等の財政的関与の高い5団体について、経営状況等を順次、担当課長から御説明します。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 20ページを御覧ください。公益社団法人大分県農業農村振興公社についてです。

項目4の令和2年度決算状況は、3,906万3千円の黒字となっています。

項目5の問題点及び懸案事項及び項目6対策

及び処理状況についてです。

農業文化公園の入園者数は、新型コロナの影響により上半期は前年度比57%でしたが、下半期はコキアフェスタ等が好評で年間では83%まで持ち直しました。

今後も、四季折々の見どころづくり等により入園者数の増加を図ります。

次に21ページを御覧ください。一般財団法人大分県主要農作物改善協会についてです。

項目4の決算状況は、1,082万5千円の黒字となっています。

項目5及び項目6についてですが、稲・麦・大豆の種子確保においては、種子の供給不足や過剰在庫が生じないよう計画的採種に努める必要があります、特に新品種では、作付推進と連動した種子生産が重要です。

今後も、大分県主要農作物種子制度基本要綱の趣旨に基づき、品種ごとの需要動向を勘案した計画的な種子生産を実施し、安定的な種子の供給を継続します。

梅木畜産振興課長 報告資料の23ページを御覧ください。公益社団法人大分県畜産協会です。

項目4の決算状況については、924万4千円の黒字となっています。

項目5の及び項目6についてですが、引き続き経営の安定化を図るとともに職員の退職等を見据え、人材の採用、育成を行い事業展開を確実に進めるよう指導します。

吉川林務管理課長 報告資料24ページを御覧ください。公益財団法人森林ネットおおいたです。

項目4の決算状況については、1,014万1千円の黒字となっています。

項目5及び項目6についてですが、中期経営計画に基づき、引き続き安定した経営に努めます。

大屋水産振興課長 報告資料の25ページをお願いします。公益社団法人大分県漁業公社です。

項目4の決算状況についてです。国東事業場の建て替えに伴う旧施設の解体工事費3,202万9千円を捻出したことで、下線の箇所のとおり2,475万9千円の赤字となっています。

しかしながら、当期経常増減額は760万円で通常の種苗生産事業では6年連続の黒字決算となっています。

項目5及び項目6についてですが、令和3年度以降も解体工事を予定していることから、引き続き、工事の効率的な執行や経費削減に努めます。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はあませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に御質疑等もないので、次に⑤の報告をお願いします。

吉止地域農業振興課長 農林水産委員会資料の22ページを御覧ください。大分農業文化公園等の見直しについて、現況を御報告します。企業、アウトドア、観光分野等の外部有識者7名で構成する検討委員会において、約半年間議論を経て、今月、知事に提言書を提出いただきました。

その概要ですが、まず現状に対する評価については公園の管理状況や、近年の来園者数増加については、全委員から高く評価いただく一方、来園者数目標33万人の達成に向けて、さらなる来園者増並びに満足度向上のための不断の努力が必要ということでした。

コンセプトは、自然の中で憩い、遊び、健康になり学べる。楽しさ満載の公園として、現在のニーズに沿って農業の要素を薄め、自然環境や遊び等を軸に据えたものになっています。

また、資料の下部にあるとおり、主な具体的な取組として、親しみや愛着が湧く新たな愛称・ロゴマークの導入、四季折々の花が楽しめる園内整備や、キャンプ場・コテージの拡充等、自然観察及びアウトドア志向の高まりへの対応、遊具などの子ども向け施設の充実とミニ動物園などへのアクセス向上、ウォーキングやランニングのコース設定と路面への距離表記などの健康づくりに資する園内整備、施設等の長寿命化

及び計画的更新、安全性確保のための側溝への蓋設置といった項目に加えて提供するサービスや園内環境を充実させるために新たな利用者負担の導入についても提案いただいています。

次のページを御覧ください。この提言を反映させた県の見直しの方向性です。

まず、設置目的については、現在の農業・農村の文化等の学習する場に、レクリエーション及び保健の場を加えたいと考えています。あわせて、多くの県民に親しみを持っていただけるよう、新たな愛称・ロゴマークも導入します。

主な具体的取組は資料中央から下部にあるとおりですが、風のリズム広場などの低利用エリアの再検討も進めます。駐車場は令和4年4月以降に有料化し、料金は近隣施設や他自治体の類似施設を参考に、普通車1日1台当たり300円、大型車1千円、最初の30分は無料とする方向で検討します。その収入は、指定管理者の新たな取組や、提供サービスを充実するための施設等の修繕・改修に活用します。

見直しにあたっては条例改正が必要であること、加えて公園は多くの県民が利用する施設であることから、10月にパブリックコメントを実施する予定です。その後、県民の皆さまの意見を参考に見直しの方向性を確定させて、条例改正の手續や愛称・ロゴマークの公募等を年度内に進めます。現時点では、愛称の公募は、11月中旬頃から行い年明けに決定、その後ロゴマークの制作、公表を3月までに行います。

また、条例改正は、施設設置目的の変更や、駐車場料金の設定等、令和4年第1回定例会で提案を予定しています。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

元吉委員 さきほどもちょっと言いましたが、農業文化公園については、ぜひ全庁的に検討を加えていただきたいと思います。と言うのが、いろんな施設、マイナスの施設もありますが、この農業公園については非常に有望性があると私自身は感じています。近隣には日出のハーモニーランドがあり、別府にもすぐ行けるという、

正にトライアングルの観光地になれると思います。

ただ、今まで無料で来園していただいていたので、例えば、今の指定管理をどうやって下げようかと思ったら、人件費も含めてどうしても管理エリアを縮めないと無理だと思います。指定管理になったら何で県の直轄より半分以下になるのか、これは当たり前ですよ。パートを雇ったり、人件費をはるかに安く抑えて安くあげるとするのは民間の場合は当たり前だと思いますが、それでもこれだけ経費がかかる部分については、やはり抜本的な見直しをして、もう少し集約させる。

例えば、右のエリアは大人の遊び場のスペースで、左は家族、子どもたちの遊び場スペースという感じでぐんと縮めてやらないと、なかなか難しいと思います。300円の駐車料を取るのには個人的にはちょっと中途半端のような気がします。もちろん議案に反対しませんが、逆に、子供100円、大人200円くらいの入場料を取っても来るようにできると本当に思っています。アクセスもいいし、ここは何とかもう一頑張り、二頑張りして、ぜひ、将来につなげられるような施設にしてもらいたいと強く要望します。

例えば、釣りとかバーベキューができるとか、そういう子どもたちの遊び場、オートキャンプ、宿泊バンガローとかを再構築でいいですから、私は、ここは何億円か金をかけてもいいと思っています。将来にわたって採算ベースに乗れるような魅力のある施設だと思っているので。ただ、今の120ヘクタールの面積を維持管理しようという状況であれば、まさにマリンカルチャーのような目に遭うのではないかと非常に危惧しています。

さきほど言ったように農林水産部の問題じゃないと思います。これは県の全体の中で論議をし、もう一遍取り組もうと。なかったものを一から作るという気持ちで考えを、意見交換をやるという形で、ぜひ努力していただきたいと思います。部長どうでしょうか。

佐藤農林水産部長 委員の意見も踏まえ、今回、

提言をいただくメンバーも、やはり利用者に近い目線を入れた意見を聞きたいということで、ダイハツの事務の若い方とか、オートキャンプ、アウトドアに精通した人、また、経営面もということで、日本政策投資銀行の方にも入っていただいています。いろんな意見を検討しながらやっているのです、御指導をよろしく願います。

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

猿渡委員外議員 コキアがだんだん赤くなる時期ですが、コキアで大きいのは、やはりSNS効果だと思います。紅葉の時期だけでなく、緑のコキアもうんと楽しめるということをPRしたり、四季の花とかでSNS映えするような施設の整備を意識するといいと思います。

コロナ禍で一人キャンプとかも増えているし、白川郷なんかもキャンプしている方が非常に多く、今、屋外レジャーに関心が高まっているので、やはりその辺を。コロナ禍のキャンプとかも出ていますが、どうPRしていくかだと思うので、SNSなどを県としても活用しながら、利用を促進していくことがいるんじゃないかと思っています。

いろんな分野でSNSを活用しながらやっているし、日々、コキアをアップしたりしていますが、さらにそういう活用が広がるといいと思いますが、どうでしょうか。

吉止地域農業振興課長 四季折々の花が楽しめるところ、それをどうやってPRしていくかなど、今、御提案いただいた内容をこれからの検討会の中で、SNSの活用も検討していきます。

後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 ほかに御質疑等もないので、次に⑥から⑨の報告をお願いします。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 資料の24ページを御覧ください。農業振興地域の整備に関する法律第5条に基づく農業振興地域整備基本方針の変更について、9月14日付けで国から同意を得たので御説明します。なお、委員の皆さまには当該基本方針を配付していま

すが、農林水産委員会資料で説明します。

この法律に基づき策定される(1)の基本方針の概要ですが、都道府県はおおむね10年を見通して①から③にある、確保すべき農用地等の面積の目標や、農業振興地域の指定、農業振興地域における農業生産の基盤の整備等の基本的事項を定めています。

(2)の変更理由ですが、国の基本指針が昨年の12月に変更されたことに伴って、法に基づく県の当該基本方針を変更したものです。

主な変更内容は(3)に記載していますが、①の確保すべき農用地等の面積目標については、高齢化による担い手の減少等大変厳しい環境下ではありますが、荒廃農地の発生防止、解消等農用地等の確保のための施策の推進等を講じることにより、令和12年に5万600ヘクタールの農用地区域内の農地面積を目標として設定しています。

また、②の農用地等の確保のための取組としては、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化を位置付ける等の変更を行いました。

吉止地域農業振興課長 資料の25ページを御覧ください。秋の恒例イベントとして定着している、令和3年度の大分県農林水産祭について御報告します。

本年度は、10月16日、17日に別府公園で農林部門と水産部門を合同開催する予定です。例年、水産部門は亀川漁港で開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するために農林部門と合同開催としています。

次に感染拡大防止対策として、同時間帯に1万5千人の入場制限等を行う対策を徹底して実施します。

なお、例年同時開催している畜産共進会、種畜の部は本年度は中止とします。コロナ禍ですが、県としてはこのような状況だからこそ、県民、生産者、関係団体、行政が一体となって県内の消費を盛り上げ、元気付けていこうと考え

ています。

委員の皆さまにもぜひ、御参加いただきますようお願いいたします。

長谷部全国育樹祭推進室長 資料の26ページをお願いします。第21回豊かな国の森づくり大会全国育樹祭1年前プレイベントの開催について御報告します。

県では、県民総参加の森林づくり運動を展開しており、その運動の一環として豊かな国の森づくり大会を毎年開催しています。本年度は11月13日に豊後大野市の平成森林公園内の全国植樹祭記念広場とその周辺森林で開催します。

今回は、来年秋に本県で開催予定の第45回全国育樹祭の1年前プレイベントと位置付け、植樹や除伐などの育樹活動に加え、自然観察会などの学習活動も行うことで、大会理念の普及と開催機運の醸成に努めます。

委員の皆さまも、御参加をお願いします。

高野漁業管理課長 資料の27ページをお願いします。全国豊かな海づくり大会について御報告します。全国豊かな海づくり大会は、天皇皇后両陛下が毎年御臨席される国民的4行事の一つです。

本大会については、今年の第1回の定例会において古手川委員から開催検討の御提案があり、7月には大分県漁協から知事と県議会に対して招致の要望書が提出されました。

検討した結果、9月7日に知事定例記者会見において開催招致を表明させていただき、9月13日に大会推進委員会に対して開催申請書を提出しました。

この大会は、つくり育てる漁業の推進を通じ、我が国漁業の振興と発展を図ることを目的とするもので、第1回大会は昭和56年に大分県で開催されました。

現在は3年先の令和5年度まで開催県が確定しており、招致が決まれば令和6年の秋頃の開催になります。

後藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 委員外議員の方は、御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別にないようですので、これをもって農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さん、大変お疲れさまでした。

委員の皆さんはお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

後藤委員長 これより、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、参考人招致についてです。

まずは、8月18日に予定していた大分大学の山浦准教授とJA全農大分については、諸般の事情により延期としたので、改めて日程調整の上開催します。

この2件に加えて、国東市で起業し、女性のみでレタスを生産・販売しており、これまでに農山漁村女性活躍表彰農林水産大臣賞や、内閣府女性のチャレンジ賞を受賞するなど、農業を通じて女性が輝く社会づくりを進められているウーマンメイク株式会社の平山社長にも、取組についてお話を伺いたいと考えています。

以上の3名について、日程調整の上、お呼びしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤委員長 それでは、そのようにします。

第4回定例会の開会までにお呼びしようと考えているので、詳細な日程等について、事務局

に調整させます。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤委員長 別にないようですので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れさまでした。